

会 議 録

新庄市教育委員会

開催月日	令和6年12月20日(金)
開催場所	新庄市役所101・102会議室
出席委員	津田浩教育長、栗田正人委員、阿部浩悦委員、斉藤浩昭委員、奥山京子委員
欠席委員	なし
出席課長	渡辺政紀教育次長兼教育総務課長、杉沼一史学校教育課長、今田新社会教育課長
欠席課長	なし
議 事 の 大 要	

午後2時00分より、教育長のあいさつで、12月定例教育委員会を開会する。

1. 開会

津田浩教育長のあいさつで開会する。

2. 会期決定

会期を12月20日、1日とする。

3. 会議録署名委員指名

新庄市教育委員会会議規則第19条第2項の規定に基づき、教育長が栗田正人委員と阿部浩悦委員を指名する。

4. 前回会議録の承認

令和6年11月定例教育委員会の会議録が承認される。

5. 教育長報告

(1) 令和6年12月市議会定例会における教育関係一般質問の概要について

(教育長)「令和6年12月市議会定例会における教育関係一般質問の概要について」私から報告します。

この度の一般質問では、13名の議員より質問があり、そのうち、教育委員会に関わる質問を6名の方からいただきました。その中で、開府400年に関わる質問に関しましては、市の事業として市長が答弁を行いました。

はじめに、山科正仁議員から「武道館における畳の常設化と公平な利用調整」についてご質問いただきました。「畳はバレーボールのネットや卓球台と同様競技に必要な用具であるため、今後も使用者に設置・撤去を行っていただく方針である」と答弁いたしました。質問の最後に山科議員からは、武道館の半分を床、半分を畳として常設することはできないかというご意見を頂戴しました。今後の方向性については利用団体の方々と協議をしていくことになっていくのではないかと思いますところす。

次に、田中功議員から、「グラウンドゴルフができる場所をエコロジーガーデン内のスペースで

整備する考えはないか」というご質問をいただきました。これに対しては、新庄市エコロジーガーデンや道の駅の所管課の考え方として「エコロジーガーデン内のスペースひいては道の駅のスペースにグラウンドゴルフ場を整備する考えはない」と答弁しました。

次に、鈴木法学議員より「部活動の地域移行」に関する質問をいただきました。進捗状況や今後の進め方、国の事業を活用した取り組みの予定、市の独自財源での取り組みの予定について質問がありました。これに対し「休日の部活動を廃止し、その代わりに、子ども達が希望する競技や文化活動を自由に選択できるような環境づくりを目指すというのが新庄市の地域移行に対する考え方である」ということを繰り返し述べさせていただきました。また、現時点では市単独での助成や補助についての考えはないことも答弁したところです。

次に、辺見孝太議員と山科晴美議員から開府 400 年事業について質問をいただきました。質問に対し「それぞれの事業により多くの方々から関わっていただきたいと考えている。市民の方ももちろんのこと、市外の方にも参加していただき、開府 400 年事業が成功裏に終わるよう進めてまいりたい」という趣旨で市長から答弁していただきました。

次に、佐藤悦子議員より 2 つの質問がありました。はじめに「学校教育における子どものデジタル利用と教員用パソコンの立ち上がりの遅さ」について質問をいただきました。子どものデジタル利用につきましては、以前の OECD の PISA の調査結果をご覧になって、デジタル機器の利用時間が多ほど学力が下がるという結果が出ているということ指摘されましたが、直近の同調査ではそうではないという結果が出ていることを申し述べました。教員の使用するパソコンの立ち上がりが遅いという点については順次整備していくと答弁しました。次に「教職員を独自財源で増やして、代替者などを市で確保することが必要ではないか」というご指摘をいただきましたが「代替教員を常時確保しておくことは人材確保の面から困難であると考えている。教員の確保については今後も県教育委員会と連携しながら、穴が開かないような工夫を今まで以上に進めていく必要がある」ということを答弁しました。

最後に高橋議員から、本市における「いじめの認知件数と対応」について、「1 人 1 台端末を活用した『心の健康観察』の導入推進」についてご質問をいただきました。質問に対し「令和 5 年度の本市におけるいじめの認知件数は 314 件であり、早期発見・早期対応によって、解消率は非常に高い。1 人 1 台端末を利用した『心の健康観察』について、導入に向けた調査研究を実施予定である。結果を検証しながら市内全校への導入を検討してまいりたい」と答弁しました。令和 6 年 12 月市議会定例会における教育関係一般質問の概要については以上です。

6. 議事

議案第 54 号 条例の一部改正に係る臨時代理の承認について

(新庄市民文化会館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について)

議案第 55 号 条例の一部改正に係る臨時代理の承認について

(新庄市生涯学習センター設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について)

議案第 56 号 条例の一部改正に係る臨時代理の承認について

(新庄市公民館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について)

議案第 57 号 条例の一部改正に係る臨時代理の承認について

(新庄市雪の里情報館設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について)

議案第 58 号 条例の一部改正に係る臨時代理の承認について
(新庄市体育施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について)

議案第 59 号 条例の一部改正に係る臨時代理の承認について
(新庄市都市公園条例の一部を改正する条例について)

議案第 60 号 新庄市体育施設等管理使用規則の一部を改正する規則について

(教育長) 議案第 54 号から議案第 59 号までの「条例の一部改正に係る臨時代理の承認について」、議案第 60 号「新庄市体育施設等管理使用規則の一部を改正する規則について」は、社会教育課の施設の使用料見直しに関する議案であり、関連がありますので一括して提案説明をお願いします。

(社会教育課長) 議案第 54 号から議案第 60 号についてご説明させていただきます。はじめに、議案第 54 号から議案第 59 号の「条例の一部改正に係る臨時代理の承認について」は社会教育課所管の施設の条例の一部改正について、新庄市教育委員会教育長事務委任規則第 1 条第 2 項の規程により臨時に代理したので、同条第 3 項の規程により報告し、その承認を求めるものでございます。12 月議会最終日の 12 月 18 日に議会で承認されたものであり、すべて施設の使用料の見直しについての改正案でございます。公共施設の使用料等については、「使用料等の見直しに関するガイドライン」において、5 年周期で全庁的に見直すこととされており、社会教育課所管施設についてはこのガイドラインに基づき、原価計算方式にて使用料の算定を行い、見直しの是非について検討しました。見直しの概要についてご説明申し上げます。原価計算方式による使用料の見直しを行い、利用者負担割合については、必需性や公共性を 2 つの視点で区分し、フルコストに対する利用者の負担割合を 4 分の 1 と設定しました。次に、使用区分の見直し、激変緩和措置については利用者の負担に配慮して設定いたしました。使用料を改定する施設としましては、生涯学習施設 9 施設中 6 施設、社会体育施設全 11 施設になります。使用料の積算方法について、生涯学習施設及び社会体育屋内施設につきましては、過去 3 年間のフルコストの平均を求め、開館日数、稼働率、利用者負担割合、面積比を積算し現行料金と大きく差がある場合は補正割合で調整しました。補正割合については現行と比較し、110%以上となった場合は 110%を上限とし、90%以下となった場合は 90%を下限としました。社会体育屋外施設は、占有する面積、稼働率といった考え方がなじまないことから、過去 3 年間のフルコストの平均に基づき、1 時間当たりの単位原価に利用可能時間と利用者負担割合を乗じ単価を算出し、生涯学習施設等と同様に現行料金と大きく差がある場合には補正割合で調整しました。次に、使用区分の見直しについて、現行では市内外の小中学生を無料とありましたが、市内の小中学生と市外の小中学生の使用料を区分し、市外の小中学生は高校生と同様の使用料といたしました。また、山屋セミナーハウスと福田運動広場を時間貸しに改めました。次に、平均改定率について、生涯学習施設は 6 施設で 1.06 倍、社会体育施設では 11 施設で 1.04 倍となりました。次に、使用料改定に伴う影響額について、令和 5 年度の決算額に平均改定率をかけまして、令和 7 年度の見込み額を算出した結果、増減影響額が生涯学習施設では 98 万 4 千円、社会体育施設では、今まで無料で使用していた市外の小中学生の使用料を推計し、増減影響額は合計で 54 万 8 千円という見込みになっております。次に、今後スケジュールについて、令和 6 年 12 月に条例案の議会上程・議決を終え、令和 7 年 1 月から 3 月の間に使用料改定の広報・周知を実施予定であり、施設管理者とすり合わせをしております。また、関連して令和 7 年 3 月までの間に使用料の改正条例に関する施行規則改正を行ってまいります。このうちのひとつであります議案第 60 号「新庄市体育施設等管理使

用規則の一部を改正する規則について」ご説明申し上げます。新庄市体育施設設置及び管理に関する条例の改正に伴い、新庄市体育施設等管理使用規則を一部改正したいと考えております。山屋セミナーハウスの施設使用を時間貸しとするため、冷暖房使用料についても時間貸しに改めるものです。使用料の増減はしておらず、現行の使用料を1時間当たりの金額に割り返して端数調整をして算出しました。以上、よろしくお願いいたします。

(教育長) 只今の説明についてご質問、ご意見があればお願いします。特にご異議がなければ承認をお願いします。

(委員) 異議なし

(教育長) 議案第54号から議案第59号までの「条例の一部改正に係る臨時代理の承認について」、議案第60号「新庄市体育施設等管理使用規則の一部を改正する規則について」は提案のとおり承認されました。

7. その他
なし

8. 閉会

午後2時25分、12月の定例教育委員会を閉会する。

1月定例教育委員会を、1月24日(金)午後2時00分より市役所301・302会議室で開催することを確認した。

会議録署名

委 員 _____

委 員 _____

調製した職員 _____